

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第五号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する

規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和三十八年佐賀県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十条の二の次に次の一条を加える。

（手続の承継）

第十条の三 不服申立人が死亡したときは、相続人その他法令の規定に基づき不服申立てを続行すべき者（以下「相続人等」という。）は、不服申立人の地位を承継する。

2 不服申立人の地位を承継した相続人等は、書面でその旨を人事委員会に届け出なければならない。この場合において、当該書面には、承継を証明する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定による届出がされるまでの間に不服申立人に宛ててされた通知その他の行為が相続人等に到達したときは、当該通知その他の行為は、相続人等に対する通知その他の行為としての効力を有する。

4 相続人等が二人以上あるときは、そのうちの一人に対する通知その他の行為は、その全員に対してされたものとみなす。

5 相続人等が不服申立人の地位を承継しない旨を人事委員会に申し出たときは、第一項の規定にかかわらず、相続人等は、不服申立人の地位を承継しな

いものとする。

第十二条を次のように改める。

(審査の打ち切り)

第十二条 人事委員会は、係属している不服申立てが次の各号のいずれかに該当する場合には、審査を打ち切り、当該不服申立てを棄却するものとする。

- 一 処分者が不服申立ての対象となつた処分を取り消したとき。
 - 二 不服申立ての対象となつた処分を取り消す判決又は当該処分の無効を確認する判決が確定したとき。
 - 三 不服申立人が死亡した場合において、その死亡の日の翌日から起算して一年以内に、第十条の三第二項の規定による承継の届出がないとき。
 - 四 不服申立人の所在が不明となり、審査を継続することができないとき。
 - 五 不服申立人が不服申立てを継続する意思を放棄したと認められるとき。
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、不服申立てを継続することにつき、法律上の利益がなくなつたことが明らかなきとき。
- 2 人事委員会は、前項の規定により不服申立てを棄却したときは、その旨を当事者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に提起された不服申立てについては、この規則による改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則の規定によつてされた手続は、この規則による改正後の不利益処分についての不服申立てに関する規則(以下「新規則」という。)の相当規定によつてされたものとみなす。

3 施行日前に提起された不服申立てのうち、施行日前に請求人が死亡しているものに係る新規則第十二条第一項第三号の規定の適用については、同号中「その死亡の日」とあるのは「不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則（平成二十四年佐賀県人事委員会規則第五号）の施行の日」と読み替えるものとする。